

公 表 日

令和 3年 5月 28日

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	令和3・4年度九州管内橋梁診断（その1）業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 九州技術事務所長 小串 俊幸 福岡県久留米市高野1丁目3-1
契約年月日	令和 3年 5月 28日
契約業者名	（一財）橋梁調査会
契約業者の住所	東京都文京区音羽2-10-2
契約金額	263,340,000円（税込み）
予定価格	265,925,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり （※随意契約理由書を添付すること。）
業務場所	九州地方整備局管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和 3年 5月 29日
履行期間（至）	令和 4年 7月 29日
備考	入札情報サービス（PPI） （ http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx ） にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

契約理由書

1. 業務件名 令和3・4年度九州管内橋梁診断（その1）業務
2. 履行場所 九州地方整備局管内
3. 契約の相手方 住所：東京都文京区音羽2-10-2 音羽NSビル8階
会社名：一般財団法人 橋梁調査会
電話：03-5940-7788
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、適正かつ効率的な橋梁管理を行うことを目的に、点検要領等に基づき、点検結果の評価および健全性の診断（対策区分の判定）を行うとともに、これらの記録を一元的に管理する橋梁管理カルテの作成等を行う。

2) 業務の内容

本業務は、「橋梁定期点検要領 国土交通省道路局国道・防災課平成31年3月」に基づき、橋梁点検を行った橋梁について、同要領に基づき橋梁診断として損傷原因の特定及び対策区分の判定、健全度の診断等を行うものである。また、記録を一元的に管理する橋梁管理カルテの作成等を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を30者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する1者を技術提案書の提出者として選定し、技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマ「橋梁定期点検要領（H31.3）に基づき対策区分の判定を行うにあたって、各橋梁診断員の主観を排除し客観的・統一的に対策区分を判定するために取るべき方策について」に係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「実施手順」における「実施フローの工夫」、「その他」における「有益な代替案」が記載されていること、及び特定テーマの「橋梁定期点検要領（H31.3）に基づき対策区分の判定を行うにあたって、各橋梁診断員の主観を排除し客観的・統一的に対策区分を判定するために取るべき方策について」に対する技術提案において、「着目点、問題点、解決方法等の整理」、「提案内容の説得力」、「提案内容を裏付ける類似実績」について、総合的に優れた提案が行われていたのもである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

（契約理由書作成者）

九州技術事務所 維持管理技術課長